

令和三年内閣府令第七十三号

宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動の促進に関する法律施行規則

宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動の促進に関する法律（令和三年法律第八十三号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動の促進に関する法律施行規則を次のようすに定める。

第一条 この府令において使用する用語は、宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動の促進に関する定義

(法第二条第二号ロの内閣府令で定める行為)

（人工衛星の管理に係る許可の特例の申請） 法第二条第一号ロの内閣府令で定める行為は宇宙資源の輸送とする

三条 法第三条第一項に規定する宇宙資源の探し及び開発の許可を受けようとする者は、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律(平成二十八年法律第七十六号)以下「宇宙活動」

「政治」といふ、第二章第一節に於て日本語を擧げて陽に
伊セテ標題第一の寫真活版書

開発に関する事業活動の資金計画及び実施体制とする。

四条 法第四条ただし書の内閣府令で定める場合は、公表することにより、宇宙資源の探査及び

開発に関する事業活動に係る利益が不当に害されるおそれがある部分及びその理由を記載した書類を当該事業活動を行う者が内閣総理大臣に提出した場合であつて、当該理由が合理的かつ妥当

と認められる場合とする。

可番号とする。

樣式第一（第三条第一項關係）

式第1回（第1章第1回）

多角的視点の回

1. 宇宙船の乗組員は地球で何をする事が多いのでしょうか？
2. 宇宙船の乗組員は地球で何をする事が多いのでしょうか？
3. 宇宙船の乗組員は地球で何をする事が多いのでしょうか？
4. 宇宙船の乗組員は地球で何をする事が多いのでしょうか？
5. 宇宙船の乗組員は地球で何をする事が多いのでしょうか？
6. 宇宙船の乗組員は地球で何をする事が多いのでしょうか？